

速度取締指針

稚内警察署の速度取締りの重点

路線	時間帯	地域	規制速度
国道40号	14時から20時	市街地	指定速度(50km/h)
		郊外	法定速度(60km/h)
国道238号	10時から16時	市街地	指定速度(50km/h)
		郊外	法定速度(60km/h)

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

その他の交通指導取締りの要点

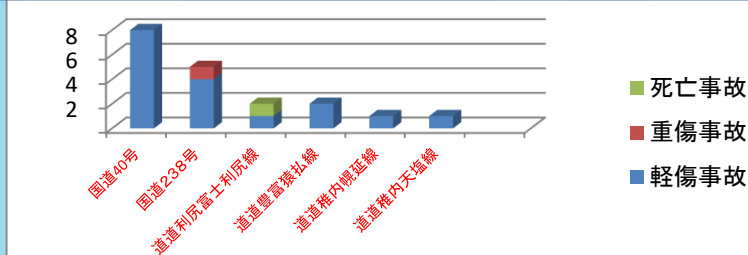
飲酒運転、市街地における歩行者妨害、シートベルト(チャイルドシート)違反等の取締りを強化します。

～令和6年5月から令和6年10月末までの交通事故発生状況～

- ◆期間中、交通死亡事故は発生していません。
- ◆期間中6件の人身交通事故を認知しており、路線別では、国道で1件、道道で2件、市道で3件発生しています。事故類型では、交差点における出会い頭事故が最多の3件となっており、一時停止標識がある場合は、確実に一時停止した後、左右の安全確認をお願いします。

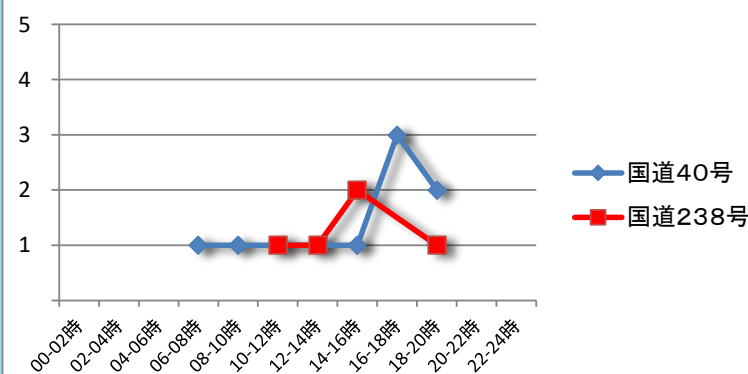
稚内警察署管内の交通事故実態等

路線別・速度別の人身事故発生状況(過去3年:11月から4月の間)



○過去3年の11月から4月までの人身交通事故発生状況を路線別に比較すると国道40号が8件と最も多いです。

時間別・路線別の人身事故発生状況(過去3年:11月から4月の間)



○過去3年の11月から4月までの人身交通事故発生状況を時間別・道路種別で見ると国道238号は日中時間帯に多く発生しており、国道40号は薄暮時間帯に多く発生しています。

道路交通環境

- ◆国道40号と国道238号は、稚内と各都市を結ぶ主要道であり、大型車両の交通量が多いです。
- ◆道道稚内天塩線は、道路幅員が広く直線区間が長いので高速の車両が多いです。